

兵庫県公報

平成22年2月9日 火曜日 号 外

発 行 人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規 則

- 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部
を改正する規則（職員課） 1

公布された法令のあらまし

◎学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則 (規則第6号)

補償額の算定の基礎となる補償基礎額を改定することとした。

規 則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成22年2月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第6号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改 正する規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則（昭和51年兵庫県規則
第84号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

別表第1学校薬剤師の補償基礎額の項中「6,368円」を「6,358円」に、「7,443円」を「7,430円」に、「8,493
円」を「8,478円」に、「9,285円」を「9,268円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則別表第1の
規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに
施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間につ
いて支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従
前の例による。